

平成30年1月25日

別段面積の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、町の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5項の下限面積として設定できることになりました。

○下限面積（別段面積）のお知らせ

農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において50アール（下限面積）以上の耕作面積を確保することが必要です（農地法第3条第2項第5号）。

この下限面積について、一定条件を満たす区域においては、下限面積とは別に別段の面積を農業委員会で定めています。

農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について検討することとなっており、平成30年第1回小鹿野町農業委員会総会において審議を行った結果、前年と同様の30アールと設定しました。

【下限面積（別段面積）の設定について】

○小鹿野町全域について、農地法施行規則第17条第1項を適用し、**別段の面積を30アールと設定**する。（前年と同様）

理由：2010年農林業センサスにおいて、町内で30アール未満の農家が全農家数の4割を超えたため。（小鹿野町の総農家数776戸のうち、耕作面積が30アール未満が591戸、76%のため）